

平成 29 年富良野市教育委員会第 4 回定例会

開催年月日	平成 29 年 8 月 29 日（火） 午後 2 時 35 分開会
開催場所	富良野図書館 3 階研修室
出席委員	委員長 吉田幸男 委員 津山正樹 委員 菅野義則 委員 宮本鎮栄 教育長 近内栄一
欠席委員	なし
説明のために出席した者の職氏名	教育部長 山下俊明 学校教育課長 稲葉武則 こども未来課長 山本将誉 学校教育課管理係長 石坂征和
議事日程	日程第 1 会期の決定について 日程第 2 議案第 1 号 富良野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正について 議案第 2 号 富良野市子どもと親の相談員設置規則の一部改正について 議案第 3 号 平成 28 年度富良野市教育行政評価報告について 議案第 4 号 平成 30 年度使用する教科用図書の採択について
会議録署名委員の氏名	委員長は、会議録署名委員に次の委員を指名した。 津山正樹 委員
傍聴人	なし

議事の経過

開会 午後 2 時 35 分

吉田委員長

只今より平成 29 年富良野市教育委員会第 4 回定例会を開会いたします。
会議録署名委員には、津山委員にお願い致します。

吉田委員長

次に、教育長事務報告をお願いします。

近内教育長

平成 29 年 6 月 23 日から平成 29 年 8 月 28 日までの事務報告を致します。お手元の資料に基づき、主だったものについてご説明いたします。
6 月 24 日、あおぞら保育所運動会が麓郷で開催され参加しております。

6月28日、中高連絡協議会2校合同説明会が行われ、2校とは富良野高校と富良野緑峰高校の地元高校と各中学校の進路指導の担当者、保護者が参加し、2校に可能な限り進学してほしいという説明でした。

6月29日、生徒指導連絡協議会は、夏の間の生徒の生活指導について例年どおり、対応について協議、確認を行っております。

7月4日、教育行政評価委員学校訪問を行い、布部小中学校と富良野小学校を訪問し、合わせて富良野小学校で学校給食の試食を行いました。また、第1回子ども・子育て会議は、子ども子育て支援事業計画が策定され、その推進、管理の確認を行っております。

7月5日、樹海地区教育懇話会では、市内小中学校の適正配置について説明を行い、保護者からの質問を受けました。

7月8日、虹いろ保育所運動会では、保育所の運動場が広くないため、富良野小学校のグラウンドを使い3年目の開催でした。

7月11日、市P連第1回教育懇話会で、市内小中学校の適正配置の指針の説明を行っております。

7月12日、北海道公民館協会市町村長等研修会は、地域づくりの拠点として公民館を活用する取り組みについて、公民館の活性化についての研修、意見交換を行っております。

7月13日、上川管内教育委員会連合会教育長部会では、今年度の教育行政の取組について、最新の情報を共有しました。

7月20日、中高学校経営連絡協議会では、富良野高校、緑峰高校2校と市内各中学校の出席の中で、学校の現状の取組、中学校においては今後の進路の状況について、情報交換を行いました。

7月24日、第3回第6地区教科用図書採択教育委員会協議会で、平成30年度から使用する道徳の教科用図書の採択の協議を行いました。

7月26日、第3回教育行政評価委員会で校長会も参加いただき、会長、副会長から市内の小中学校の取組の状況説明いただき、意見交換を行いました。

7月27日、第2回高校配置計画地域別検討協議会で今年度の高校配置計画の案について提示があり、スケジュールとして年度内に策定されると説明がありました。来年から3年間の計画ということで、平成32年には緑峰高校の4間口が1間口減という案が提示されました。今後パブリックコメントを行い、それぞれ各地域の意見を聞き、計画を策定するという説明がありました。

8月7日、青少年国際体験夢セミナーが富良野ロータリークラブ主催で行われ、市内の中学生のチームと北海道ベースボールアカデミーとの交流試合で、北海道ベースボールアカデミーとは市内でベースボールアカデミーを主催している出合裕太さんが中心となって行っており、海外からプロの野球選手をめざした子供たちのチームと交流するというものです。中学生のチームは、山部中学校、樹海中学校、麓郷中学校3チーム合同で交流を行いました。

8月8日、第4回第6地区教科用図書採択教育委員会協議会で、平成30年度の道徳の教科用図書が決定されました。

8月16日、ALT辞令交付式は7月末まで勤めているカナダ、アメリカ、フィリピンから来ているALTを引き続き次年度も市内の学校で指導していただくために、辞令交付を行いました。

8月17日、第4回教育行政評価委員会で平成28年度の教育行政評価、学校第三者評価について、最終の確認を行い今回の教育委員会定例会に諮るという決定をしています。

8月22日～23日、稚内市で北海道都市教委連絡協議会定期総会で今年度の役員体制が決まり、全道の教育委員さんが集まり今後の教育行政について研修を行いました。

8月27日、道北ブロック研修会兼上川管内母子寡婦福祉研修会が保健センターで開催され、ひとり親世帯の生活の向上などの情報共有を行い、それぞれ連携していくという研修会が本市で行われました。

以上です。

吉田委員長

只今の教育長事務報告について、何かご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

吉田委員長

無ければ、次に進みます。

吉田委員長

これより 議題に入ります。

日程第一 会期の決定についてお諮り致します。

会期については、本日一日と致したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

吉田委員長

ご異議なしと認めます。よって、只今お諮りのとおり決しました。

吉田委員長

日程第2に移ります。

議案第1号を議題とします。

議案第1号「富良野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正について」を説明願います。

山下教育部長

議案第1号 富良野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、「子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令」及び「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令」が平成29年3月31日付けで公布され、本年4月1日から施行されたこと、及び「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」いわゆる「地方分権一括法」により「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定子ども園法）」が改正されることに伴う、改正でございます。

以下、条を追ってご説明申し上げます。

第8条は、支給認定保護者の申請があつた場合にのみ支給認定証を交付し、支給認定証の交付を受けていない場合は通知により、受給資格の確認をしようとするものでございます。

第15条第1項第2号は、「地方分権一括法」により「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定子ども園法）」が改正されたことに伴う、引用条項を整理するものでございます。

条例の施行につきましては、公布の日から施行し、第15条第1項第2号の改正規定は、平成30年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

吉田委員長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

吉田委員長

無ければ、議案第1号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

吉田委員長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

次に、議案第2号を議題とします。

議案第2号「富良野市子どもと親の相談員設置規則の一部改正について」を説明願います。

山下教育部長

議案第2号 富良野市子どもと親の相談員設置規則の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、小学校におけるいじめや不登校など、悩みを持つ児童の相談体制を図るため、「子どもと親の相談員」を配置しておりますが、未就学の幼児等に対する相談体制を整備する必要があることから、本規則の一部を改正しようとするものでございます。

以下、条を追ってご説明申し上げます。

第2条は、「小学校」の次に「市内の幼稚園及び児童福祉施設」を加え、対象を「幼児」まで拡大するため「児童」を「児童等」に改めるものでございます。

第3条、第4条及び第6条につきましても、「児童」を「児童等」に改めるものと、「小学校」の次に「幼稚園及び児童福祉施設」を加えるものでございます。

第7条第1項は、相談員を指揮監督するものとして、「学校長」の次に「園長及び施設長」を加えるものでございます。

なお、施行月日は、公布の日からとし、平成29年4月1日から適用しようとするものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

吉田委員長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

吉田委員長

無ければ、議案第2号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

吉田委員長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

次に、議案第3号を議題とします。

議案第3号「平成28年度富良野市教育行政評価報告について」を説明願います。

山下教育部長

議案第3号 平成28年度富良野市教育行政評価報告について、ご説明申し上げます。

本件は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定及び教育行政評価委員会設置要綱に基づき、毎年、教育委員会の権限に属する事務事業の点検・評価と学校第三者評価を行い、その結果を報告書としてまとめ、効果的な教育行政の推進と行政評価の透明性を図るため、市議会への提出並びに市民への公表を行っております。

平成28年度分の評価につきましては、学識経験者4名を評価委員として委嘱をし、各委員の知見を活用した教育行政評価委員会を5月から8月にかけて4回開催し、この度、別紙報告書の通りまとめたところであります。

評価報告書の内容でございますが、5ページから「教育委員会の活動点検・評価」を、また、13ページから「事務事業点検・評価」として46事業を評価対象事業とし、それぞれの目標に照らし合わせた成果を基に内部評価を行い、必要性、有効性、効果性などを各分野別において点検し、各委員より14項目にわたる質問をいただきながら、担当課との意見交換を実施し、課題や今後の対応策をまとめました。

事務事業の評価は、評価基準に基づき達成度、効果度をそれぞれA、B、C、Dの4段階で評価し、3ページに集計結果を掲載しておりますが、全てAランクまたはBランク評価となったところでございます。

学校第三者評価につきましては63ページから掲載をしておりますが、より良い「開かれた学校」づくりを目指すものであり、評価の方法は、国が示す「学校評価ガイドライン」を基本に16項目25観点の評価項目について各学校で自己評価を行い、これを受けて、教育行政評価委員が「学校自己評価」や「学校関係者評価」を基に、2校の学校訪問を行うとともに校長会会長、副会長との意見交換を踏まえながら、評価は各項目に対する行政評価委員から出された項目に対する意見などをまとめおります。

なお、教育行政評価委員会からは「総体的に実践が進み、事業効果は毎年向上し、期待通りの効果が出ている」と高い評価をいただきました。

また、本報告書につきましては、9月に開催されます平成29年第3回定例市議会にて議会へ報告をし、その後市民への公表を行ってまいります。

以上、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

吉田委員長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

吉田委員長

無ければ、議案第3号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

吉田委員長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

次に、議案第4号を議題とします。

議案第4号「平成30年度使用する教科用図書の採択について」を説明願います。

山下教育部長

議案第4号 平成30年度使用する教科用図書の採択について、ご説明申し上げます。

本件は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 第13条の規定に基づき、本市において平成30年度使用する小学校教科用図書及び中学校教科用図書について採択するものでございます。

平成27年度からの小学校教科用図書につきましては、平成26年7月に。また、平成28年度からの中学校教科用図書につきましては、平成27年8月に、それぞれ上川管内の旭川市を除く22市町村で構成される第6地区教科用図書採択教育委員会協議会において政令に基づき、それぞれ4年間採択されているところでございます。

また、小学校の道徳につきましては、平成30年度から「特別の教科」として、小学校で全面実施されることから、あらたに教科用図書を導入する必要があるため、本年8月8日、第6地区教科用図書採択教育委員会協議会において、別紙のとおり採択されているところでございます。合わせて特別支援教育の教科用図書として、別紙のとおり「新規図書」として掲載された一般図書についても同様に採択されているところでございます。

採択地区協議会を構成する市町村の教育委員会は、協議会が決定した教科用図書を、種目ごとに同一の教科用図書を毎年度8月31日までに採択する必要がありますので、平成30年度に使用する小学校教科用図書及び中学校教科用図書について別紙のとおり採択するものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

吉田委員長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

吉田委員長

無ければ、議案第4号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

吉田委員長

ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。

以上で、本日の議事はすべて終了致しました。

これをもって平成29年富良野市教育委員会第4回定例会を閉会いたします。

閉会 午後2時55分